

兵庫県公報

平成30年10月30日 火曜日 第 3050 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 鳥獣保護区の指定（鳥獣対策課）	3
○ 特別保護地区の指定（同）	4
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	5
○ 休猟区の指定（同）	11
○ 平成27年兵庫県告示第887号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成28年兵庫県告示第917号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	12
○ 同 上（同）	17
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	20
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	21
○ 平成19年兵庫県告示第520号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	21
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	22
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	25
○ 土地区画整理組合の換地処分完了の届出（市街地整備課）	25

公 告

○ 地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧（林務課）	26
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧（砂防課）	27
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	28
○ 同 上（同）	28
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	29
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	31
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	32
○ 同 上（同）	33
○ 同 上（同）	34
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	35
○ 同 上（同）	35
○ 同 上（同）	36
○ 入札公告（管理課）	36
○ 同 上（同）	39
○ 同 上（同）	42
○ 落札者等の公示（同）	45

病院局公告

○ 兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務プロポーザルの実施（県立尼崎総合医療センター）	45
---	----

警察本部公告

○ 落札者等の公示	48
○ 同 上	48

円山川地域森林計画の一部変更	＜円山川森林計画区＞ 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	兵庫農政環境部農林水産局林務課 平成27年4月1日から 平成37年3月31日まで	但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所
----------------	--	--	--

2 縦覧期間

平成30年11月 1 日から同月30日まで



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鶯の森(3)Ⅰ (118000124)	川西市鶯の森町（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊
加茂(4)Ⅰ (118000125)	川西市加茂２丁目（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊
久代二丁目(2)Ⅰ (118000126)	川西市久代２丁目（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊
久代五丁目(2)Ⅰ (118000127)	川西市久代５丁目（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 4 までは省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月7日（水）から同月21日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式

- (2) 提出先
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15

- (3) 提出期限
平成30年11月21日（水）まで（当日消印有効）

- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月21日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

平野(3)Ⅰ（118000034）の項中別図29、鶯の森(2)Ⅰ（118000055）の項中別図48、加茂(3)Ⅰ（118000069）の項中別図60、久代二丁目Ⅰ（118000072）の項中別図63、久代五丁目Ⅰ（118000073）の項中別図64を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月7日（水）から同月21日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項**(1) 様式**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2—4—15

(3) 提出期限

平成30年11月21日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月21日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第1263号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 改正しようとする区域の案**

石切山北谷川Ⅲ（215000056）の項中別図3、石切山西谷川Ⅲ（215000057）の項中別図4を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

**2 改正の案の閲覧期間**

平成30年11月7日（水）から同月21日（水）まで

**3 改正の案の閲覧場所**

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

**4 意見書に関する事項****(1) 様式**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

**(2) 提出先**

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2—4—15

**(3) 提出期限**

平成30年11月21日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月21日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月30日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 水明台(4)Ⅰ<br>(118000021) | 川西市水明台4丁目(別図1のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 向陽台(1)Ⅰ<br>(118000029) | 川西市向陽台1丁目(別図2のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 向陽台(2)Ⅰ<br>(118000031) | 川西市向陽台1丁目(別図3のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| カモデⅠ<br>(118000032)    | 川西市平野(別図4のとおり)       | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 平野(5)Ⅰ<br>(118000033)  | 川西市平野3丁目(別図5のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 平野(3)Ⅰ<br>(118000034)  | 川西市平野(別図6のとおり)       | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 平野(4)Ⅰ<br>(118000042)  | 川西市平野1丁目(別図7のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 鼓が滝(4)Ⅰ<br>(118000051) | 川西市鼓が滝3丁目(別図8のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 鼓が滝(1)Ⅰ<br>(118000053) | 川西市鼓が滝2丁目(別図9のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 鶯の森(2)Ⅰ<br>(118000055) | 川西市鶯の森町(別図10のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 萩原Ⅰ<br>(118000058)     | 川西市萩原1丁目(別図11のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 火打Ⅰ<br>(118000059)     | 川西市火打2丁目(別図12のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 南花屋敷Ⅰ<br>(118000066)   | 川西市南花屋敷2丁目(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
|                        |                      |                     |                               |

|                           |                                 |         |          |
|---------------------------|---------------------------------|---------|----------|
| 加茂(3) I<br>(118000069)    | 川西市加茂2丁目(別図14のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 久代(1) I<br>(118000070)    | 川西市久代2丁目(別図15のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 久代(2) I<br>(118000071)    | 川西市久代2丁目(別図16のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 久代二丁目 I<br>(118000072)    | 川西市久代2丁目(別図17のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 久代五丁目 I<br>(118000073)    | 川西市久代5丁目(別図18のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 平野 I<br>(118000075)       | 川西市平野1丁目(別図19のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 鶯の森 I<br>(118000076)      | 川西市鶯の森町(別図20のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 平野(1) II<br>(118000095)   | 川西市平野(別図21のとおり)                 | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 平野(3) II<br>(118000097)   | 川西市平野3丁目(別図22のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 東多田 II<br>(118000101)     | 川西市東多田3丁目(別図23のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 火打 II<br>(118000105)      | 川西市火打2丁目(別図24のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 加茂 II<br>(118000106)      | 川西市加茂4丁目(別図25のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 長尾台(6) I<br>(115000091)   | 宝塚市長尾台二丁目、川西市満願寺町(別図26のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 雲雀丘山手(1) I<br>(115000102) | 宝塚市雲雀丘山手一丁目、川西市花屋敷二丁目(別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 荘園(3) I<br>(115000107)    | 宝塚市花屋敷荘園三丁目、川西市花屋敷山手町(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 花屋敷荘園 I<br>(118000061)    | 宝塚市花屋敷荘園1丁目、川西市花屋敷山手町(別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 花屋敷(1) I<br>(118000062)   | 宝塚市花屋敷荘園1丁目、川西市花屋敷1丁目(別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |

(別図1から別図30までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月7日(水)から同月21日(水)まで

### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

#### 4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成30年11月21日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月21日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成30年10月30日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス広畑長町店

所在地 姫路市広畑区長町二丁目1-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

#### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年6月4日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,204平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

46台

(2) 駐輪場の収容台数

16台

(3) 荷さばき施設の面積

32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時